

重要事項説明書

【令和7年4月版】

(介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護サービス)

指定介護予防特定施設入居者生活介護・指定特定施設入居者生活介護サービス（以下「サービス」という。）提供開始にあたり軽費老人ホームであるケアハウス アミティ瀬戸内（以下「施設」という。）が契約者（以下「利用者」という）に説明するサービス内容及び重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称 社会福祉法人健寿会
事業者の所在地 岡山市南区北浦100番
法人種別 社会福祉法人
代表者名 理事長 岡崎 延元
指定年月日及び 平成14年6月1日
指定番号 3370104378

2. ご利用施設

施設の名称 ケアハウス アミティ瀬戸内

施設の所在地 岡山市南区北浦100番地
施設長名 光藤 純子
電話番号 086-267-2323
FAX 番号 086-267-2488

3. 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地 3,852.61 m²
建物構造 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建（耐火建築）
延べ床面積 3,363.20 m²
利用定員 50名

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人当たりの面積
居室	室（定員1・2名）	22.4 m ² ・43.5 m ²	22.4 m ² ・21.7 m ²
食堂（6F）	1室	193.04 m ²	
食堂（4F）	1室	70.11 m ²	
機能訓練室	1室	57.81 m ²	
一般浴室	2室	60.81 m ²	
便所(車いす)	3箇所	9.44 m ²	
（一般）	2箇所	17.98 m ²	

(注1) 各部屋の配置ならびに構造については、別添のパフレットを参照して下さい。

4. 職員体制（主たる職員）

従業者の種類	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者指定の基準	保有資格備考
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1					1	1	社会福祉主事
生活相談員	1	1				1	1	社会福祉士
介護職員	12	11		1		11.75	11	介護福祉士・初任者研修
看護職員	5	1		2	2	3.0	2	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1				2	1	1	看護師
計画作成担当者	1	1				1	1	介護支援専門員

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	勤務時間帯（09：00～18：00）常勤	4週8休
生活相談員	勤務時間帯（09：00～18：00）常勤	4週8休
介護職員	勤務時間帯（09：00～18：00）常勤	4週8休
	早出（07：00～16：00）	
	遅出1（10：00～19：00）	
	遅出（11：00～20：00）	
	日勤A（09：00～16：00）非常勤	
	日勤B（09：00～17：00）非常勤	
	日勤C（08：00～17：00）非常勤	
	準夜（16：00～01：00）	
深夜（0：30～09：30）		
看護職員	勤務時間帯（09：00～18：00）常勤（兼務）	4週8休
機能訓練指導員	勤務時間帯（09：00～18：00）常勤	4週8休
計画作成担当者	勤務時間帯（09：00～18：00）常勤	4週8休

（介護職員）

- ・ 要支援の方は利用者10名に対し、職員1名以上 要介護の方は、利用者3名に対し1名以上の配置をしています。
- ・ 夜間は、原則として職員1名にて利用者のお世話をします。

6. 営業日

営業日 年中無休

7. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事 の 介 助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士が献立を立て、食事を提供します。食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。 ・ 配下膳・見守り・一部介助も行います。 (食事時間) 朝食 08:00～09:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30
排 せ つ の 介 助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じた適切な排せつの介助・排せつの自立にむけた援助。おむつを使用する方に対しては必要に応じ交換します。
入 浴 の 介 助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週 2 回の入浴または清拭を行います。 ・ 介助は職員が行います。
更 衣 ・ 掃 除 等 の 介 助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・ シーツの交換は御希望により実施します。 ・ 居室掃除・洗濯も行います。
医 療 ・ 看 護 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関に責任をもって引き継ぎます。 ・ 外部の医療機関に通院する場合には、基本はご本人・ご家族様でおねがいします。
相 談 ・ 助 言 ・ 連 絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活相談員・職員による相談。
機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練指導員による個別機能訓練・リハビリ・マッサージ。 ・ 少数集団リハビリ体操もしています。
レクリエーション行事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設行事計画にそったレクリエーション・行事を企画・実施します。(感染症等で実施できない場合があります。)
<p>※上記のサービスを基本とし、利用者ご本人・ご家族様の意向とそれぞれの介護度・身体状況に応じて、自立支援を意識し必要な介護サービスを提供させていただきます。</p>	

夜間看護体制加算 (Ⅱ)	看護職員により 24 時間連絡できる体制を確保し、かつ、健康上の管理等を行う体制を確保していること。	一日につき 9 単位
医療機関連携加算	入居者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。高齢者施設からの診療要請があれば診療を行う体制を常時確保していること。	月に一回 のみ 100 単位
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	利用者に対して、機能訓練指導員・看護職員・介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、機能訓練を行っている場合。	一日につき 12 単位
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	個別機能訓練加算 (Ⅰ) を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省 (LIFE) に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。	一月につき 20 単位
退居時情報提供加算	医療機関に退居 (入院) する入居者について、入居者の同意を得て、入居者の心身の状況。生活歴等の情報を提供した場合に算定する	一回 250 単位
サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士による強化 (Ⅰ):介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること。	一日につき 22 単位
高齢者施設等 感染対策向上加算 (Ⅰ)	医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。医療機関又は、地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加していること。	一月につき 10 単位
高齢者施設等 感染対策向上加算 (Ⅱ)	医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で、感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。	一月につき 5 単位
介護職員等 処遇改善加算	○介護現場で働く者にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。 ※一本化の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。	

【※加算に関しては、利用者様の個々の状況や施設の体制等に応じて異なります。】

《介護保険給付サービスの利用料》

2024年4月1日以降のケアハウス アミティ瀬戸内のサービス利用料は下記の通りです。

(介護報酬単位数単価：7級地/10.14円)

介護度	単位	推定概算額(月額)30日計算
要支援1	183単位	5,567円
要支援2	313単位	9,522円
要介護1	542単位	16,488円
要介護2	609単位	18,526円
要介護3	679単位	20,656円
要介護4	744単位	22,633円
要介護5	813単位	24,732円

※上記の表は1割負担の場合であり、2割・3割負担の方は表の額の2倍相当・3倍相当がかかります。

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内容 (利用料)
おむつの提供	御希望に応じて準備できます。
行政手続きの代行	市・区役所での書類の申請交付、申請手続き等を代行。
管理費 (お部屋代)	ケアハウス利用料として徴収します。 28,000円
生活費	食費 ボイラー代 ケアハウス利用料として徴収します。 46,940円 冬期加算(11月～3月) 2,150円 一日 欠食の場合…1,000円返金
サービスの提供に要する費用	利用者の収入により個人負担額変動します。 10,000円～57,304円
理美容サービス 理髪サービス	理髪店・美容室の出張によるサービスをご利用いただけます。
感染対策時	居室隔離対応に伴う感染対策グッズ (マスク・ゴム手袋・キャップ・ガウン・ナイロン袋・使い捨て食器等) ※自己負担になる場合があります。

8. 苦情等申立先

① 施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、当施設利用相談窓口までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

苦情申し立て窓口	当施設の相談・苦情窓口
	ご利用時間 午前 9 時～午後 6 時
	ご利用方法 電話 086-267-2323 苦情箱（6F に設置）
	苦情解決責任者 光藤 純子
	窓口担当者 間野 哲史
当該施設以外の相談・苦情窓口	
	岡山県運営適正化委員会・・・・・・・・岡山 市北区南方 2-13-1 （福祉サービスに係る苦情解決） きらめきプラザ内 電話：086-226-9400
	岡山県国民健康保険団体連合会・・岡山市北区桑田町 1 7 - 5 （介護サービス苦情解決） 電話 086-223-8811
	岡山市事業者指導課・・・・・・・・岡山市北区大供 3 丁目 1-18 （介護サービス苦情解決） KSB 会館 4 階 電話 086-212-1014
	玉野市長寿介護課・・・・・・・・玉野市宇野 1-27-1 （介護サービス苦情解決） 電話 0863-32-5534

② 相談・苦情解決までの概要

サービスの種類	特定施設入居者生活介護
施設名称	ケアハウス アミティ瀬戸内
<p>I 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口の設置 責任者：光藤純子 担当者：間野哲史 連絡先：086-267-2323</p> <p>II 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者等から苦情の内容の確認 2. 責任者等に内容の報告 3. 部署職員等に内容の確認・調査 4. 責任者等に結果報告 5. 利用者等に処理内容の報告・話し合い 6. 必要な措置を講じ改善を行う 7. 責任者等に報告書提出 <p>III 事例が困難な場合、話し合いが不調の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第三者委員に立ち合い、助言を求める 2. 事業者では解決困難な場合には岡山県国民健康保険団体連合会等に申出をする <p>IV その他の参考事項</p> <p>苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人健寿会、福祉サービスに関する苦情解決取扱要綱に基づく <p>記録整備に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情の内容等の記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。 <p>資質向上に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける 	

9. 事故発生時の対応

- 1 迅速な事故処理を行います。
- 2 利用者の家族、県、市町村等に連絡をします。
- 3 損害賠償の責任を負う必要がある時は速やかに応じます。
- 4 再発防止策を講じます。
- 5 事故の状況および事故に際してとった処置について記録を致します。

10. 介護サービスの提供記録の開示

利用者・家族の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。ご希望の場合は、職員にお申し出下さい。

11. 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き

事業者は指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

12. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。
 - ・虐待の防止に関する責任者の選定
 - ・職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - ・その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たり、当該事業所職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

[相談窓口]

岡山市高齢者福祉課	岡山市北区鹿田町一丁目 1-1
(岡山市保健福祉会館内)	電話：086-803-1230
岡山市南区南地域包括支援センター	岡山市南区福田 690-1
(南ふれあいセンター内)	電話：086-261-7301

1 3. 成年後見制度の活用支援

事業者は利用者と適正な契約手続きを行う為、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

[相談・申立て手続きの窓口]

岡山家庭裁判所	岡山市北区南方一丁目 8-42 電話：086-222-6771
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート岡山県支部	岡山市北区富田町二丁目 9-8 岡山県司法書士会館内 電話：086-226-0470

1 4. 協力医療機関

医療機関の名称	セントラル シティ病院
院長名	木林 速雄
所在地	岡山市南区築港栄町 19-30
電話番号	086-264-3111
診察科	内科・外科・小児科・消化器科・肛門科・放射線科
入院設備	病床数 100 床
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設とセントラル シティ病院とは、利用者に病状の急変があった場合に緊密に連絡を取ります。24 時間対応の体制です。
医療機関の名称	くましろ歯科
院長名	熊代 直樹
所在地	岡山市南区宮浦 366
電話番号	086-267-1328
診察科	歯科
入院設備	無
救急指定の有無	無
契約の概要	当施設とくましろ歯科とは、利用者に病状の急変があった場合に緊密に連絡を取ります。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームプルミエ岡山・ケアハウスアミティ瀬戸内消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	北浦町会（消防団）に非常時の相互応援を要請しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホームプルミエ岡山・ケアハウスアミティ瀬戸内消防計画」にのっとり年2回の夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	箇所等
(ケアハウス階)	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	7箇所
	避難階段	2箇所	屋内消火栓	各階
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております 消防計画等 消防署への届出日：令和元年 9月26日 防火管理者：間野哲史			

16. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度受付に届け出下さい。来訪者が宿泊される場合は必ず許可を得て下さい。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
医療機関への受診	職員に申し出下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用方法により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	御自身での管理をお願いいたします。
現金等の管理	御自身での管理をお願いいたします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
宗教・政治活動	施設内での他の入所者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。